

審査会実施にあたっての感染拡大予防ガイドライン

島根県剣道連盟(以下「県剣連」という。)では、7月より対人稽古の本格的再開により、9月から各級・段の審査会も再開することといたしますが、この審査会においても、対人稽古再開と同様に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止を図り、多くの会員が安心して受審できる様、「審査会実施にあたっての感染拡大防止ガイドライン」を制定いたしました。受審者はもとより、審査員、立ち合い、係員等すべての関係者(以下「関係者」という。)は、この審査ガイドライン並びに6月6日付「対人稽古再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」を遵守して、安全な審査会の実施に努めて頂きますようお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症の情勢、島根県の方針により、審査ガイドラインの見直しを行うこともあり得ますので、ご留意ください。

第1 審査会を開催するにあたって

- 1 県剣連及び各地区剣道連盟(以下ガイドラインにおいて「主催者」という。)は、審査会を開催するにあたって、島根県の感染拡大防止対策指針並びに審査会場を管理する管理者の方針を遵守する。
- 2 主催者は審査会を開催するにあたって、受審者並びに関係者に対し、この審査ガイドラインの内容を徹底する。
- 3 主催者は、審査会スケジュールを策定するにあたって、入場・受付の密集を避けるため受付時間の事前指定や広い受付スペースの確保、トイレ・休憩室の密集を避けるため休憩時間を長くするなど、全体として余裕を持った時間割に配慮する。
- 4 主催者は、受審者並びに関係者以外(付き添い、保護者、見学者等)は、小学生低学年に対する付き添い(代表1~2名)を除いては、審査会場に入場できないことを、あらかじめ周知・徹底しておく。
- 5 受審者並びに関係者は、審査ガイドラインを遵守し、安全な審査会の

運営に協力する。

第2 受審にあたって

1 以下に該当する者は受審できない。

(1) 基礎疾患のある者

糖尿病、心不全、慢性閉塞性肺疾患（COPD）、透析治療者、免疫抑制剤や抗がん剤使用治療者等。

なお、基礎疾患のある者が、理由あって受審を希望する際は、必ず主治医の承認を得るよう指導する。

(2) 発熱のある者（一般的には 37.5 度以上ある者をいう）

ア 咳・咽頭痛など風邪の様な症状がある者、その他体調が悪い者

イ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合

ウ 過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合

2 受審者は、受審日に自宅等で必ず検温を行う。

○ 主催者が事前に指定する「**受審者確認票**」に氏名、住所、連絡先電話番号及び当日の検温結果を記録し、審査会場に持参する。

○ または、受審当日に会場受付において主催者が準備する「**受審者健康票**」に氏名、住所、連絡先電話番号及び当日の検温結果を記録する。

3 受審者は、面マスク及びいわゆる家庭用マスクを持参する。

実技審査時には面マスク、それ以外（実技審査までの待機中、合格発表までの待機中等）は家庭用マスクの着用を厳守する。

なお、実技審査時以外でも面マスクを着用する予定の受審者は、面マスクのみの着用でも良い。

第3 入場にあたって

1 受審者は、自宅と審査会場との往復の際にはマスクを着用し感染予防に努める。

- 2 審査会場内での密集を避けるため、自転車での来場を除き、あらかじめ着替えを行った上で審査会場に入場する。
- 3 主催者は、広い入場口設置や多数の係員を配置するなど、受審者が施設に入場する時、行列にならないよう配慮する。
 - (1) やむを得ず行列になる場合に備え、入口外に2メートル毎に目印のテープを貼る。
 - (2) 行列を整理するために、係員を適正に配置する。
 - (3) 受審者は受付時に、必ず「**受審者確認票**」の提出、又は「**受審者健康票**」への記入のいずれかを行う。
 - ア 上記対応を拒んだ場合は受審及び入場も認めない。
 - イ 小学生低学年の付き添いは認めるが、それ以外の保護者や見学者等の入場は認めない。
- 4 主催者は、入場口にアルコール除菌液を設置し、受審者は手指消毒を行う。
- 5 受審者は検温を受ける。主催者は、非接触型体温計等により、受審者の検温を適正、迅速に行う。

検温により体温が37.5度以上ある者は、入場を認めない。
- 6 受付が密集した場合、入場制限を行う。

第4 審査会場内での留意事項

- 1 受審者並びに関係者は、フィジカル・ディスタンス（人と人の距離、最低でも1メートル、できれば2メートル）を常に保つようにする。
- 2 受審者は、実技審査時には面マスク着用し、それ以外では常にマスクを着用する。

関係者は、**マスク及びフェースシールド**を着用する。
- 3 受審者並びに関係者は、審査会場内でも、手洗い、うがい、アルコールによる除菌消毒に努める。また、トイレはふたを閉めてから流す。
- 4 主催者は、手洗い、うがいの場所をなるべく多く確保し、可能な限り多くの場所に除菌用アルコールを配置する。

第5 実技審査

- 1 実技審査に当たっては、面マスクを必ず着用する。
- 2 受験者が受審中及び待機中に3密にならないように、面の付けるタイミング、待機中の場所などに配慮し、移動は必要以上の行動になるように、場所等の確保と指定を行う。

第6 実技合格発表

- 1 実技合格者の発表は、比較的広い場所で行い、密集になることを回避する。
- 2 不合格者は、すみやかに会場から退場する。

第7 日本剣道形審査等

- 1 実技合格者は、間隔（1メートル以上）をとって整列する。
- 2 受審者は、面マスク等を着用して受審する。
- 3 日本剣道形合格者の発表は、比較的広い場所で行い、密集になることを回避する。
- 4 合格発表後は、筆記試験のある者を除き、すみやかに会場から退場する。
- 5 筆記試験会場への移動を速やかに行い、3密を避けるように、人数に応じて、筆記試験会場を確保するか、組を分けて適宜入れ替えて実施する。

第8 その他

- 1 関係者は、マスクを着用のうえ、主催者が準備するフェースシールドを着用する。
- 2 休憩時間における審査員控室やトイレが密集状態になることを避けるため、休憩時間は多めに取るようにし、審査員等は交代で休憩室、トイレを使用する。
- 3 審査会場では常に換気を行う。可能であれば送風機を設置する。

- 4 主催者は、多くの人が触れる用具、箇所（ドアノブなど）を定期的に消毒する。また、施設内トイレの出入口にアルコール消毒液とペーパータオルを設置する。
- 5 受審者は、食事の空箱等、持参した物、ごみは必ず持ち帰る。
- 6 審査会終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、主催者に速やかに濃厚接触者の有無等について報告する。

以上